

ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成 27 年 4 月 1 日以降に行うふるさと納税による寄附から適用される制度で、確定申告をする必要のない給与所得者等の方が、足立区などの地方公共団体に寄附する際に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、寄附先団体が寄附された方の住所地の区市町村へ控除申請を代わりに行う（寄附金控除を受けられる）、特例的な仕組みです。

（1）「ワンストップ特例」の対象者は？

次の①及び②の条件を満たす方になります。

- ① 地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者であること
→ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要がない方
- ② 地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者であること
→ふるさと納税による寄附先団体の数が 5 以下であると見込まれる方

（2）「ワンストップ特例」の手続き方法

寄附いただいた方に、寄附先団体（足立区）から、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りしますので、この申告特例書の内容をよくご確認の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

（3）提出済みの申告特例書の内容に変更があった場合

寄附をした翌年の 1 月 10 日までに、寄附先団体（足立区）へ「申告特例申請事項変更届出書」を提出いただく必要があります。

（4）ワンストップ特例の適用日

平成 27 年 4 月 1 日以降に行われた寄附から適用されます。

平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに寄附いただいた方が、平成 27 年中の寄附金について控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

（5）確定申告が必要な方

5 団体を超える自治体に寄附をした方や、自営業者の方などそもそも確定申告を行う必要のある方が、寄附金に係る控除を受けるためには、これまでどおり確定申告を行う必要があります。

（6）特例制度の適用を受けた場合の税の控除

所得税からの控除分相当額が個人住民税からまとめて控除され、確定申告を行った場合と同額が控除されます。